

2020年12月25日

生活

離婚しても両親で子育て

共同養育を推進 「りむすび」しばはし代表に聞く

共同養育には様々な形がある



- 父母と子供で食事・旅行
■ 学校行事に父母と一緒に参加
- ↑
- 父母のコミュニケーションが円滑
■ 父母が別々に学校行事に参加
- ↑
- 父母は交渉しないが、子供と直接連絡できる
■ 父母の連絡は第三者が仲介

高
レバ
ル

関係

初歩

法整備には依然課題多く

厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査(2016年度)では、面会交流の取り決めをしている世帯は微増しているが母子家庭で24・1%にとどまる。しない理由で「相手と関わるたくない」は25%で最も多い。日本は単独親権を法律で定めているが、共同親権導入を求める動きも増えている。水谷江利弁護士は「単独親権は子育てで意思決定がしやすい一方、親権を持たない親が権利を失うことで養育費の義務感も失つてしまることが多い」と話す。共同親権が法制化されれば養育費の未払いが減らせる可能性もある。

ただ共同親権の導入には「ドメスティックバイオレンス(DV)など親権を与えないほうがいい親の判断など詰める点が多い」(水谷さん)。法改正には時間もかかる。「法律とは別にソフト面で共同養育を進めていく意義はある」と話す。(砂山繪理子)

離婚をすると一人で子育てをする親が多い。別居した親と子供の「面会交流」をしていない世帯も半数以上にのぼる。離婚した夫婦双方が子供の養育に関わる「共同養育」を推進している、りむすび(東京・世田谷)のしばはし聯子代表に現状や課題を聞いた。

――自身の離婚の経験が活動の原点となっている。

「息子が小学校4年生のとき、夫へのわだかまりが残ったまま調停離婚をした。息子と夫の面会交流の実施は取り決めたが、夫に連絡するのが苦痛で、息子を会わせるこにも後ろ向きだった。その結果、息子が私の顔色をうかがい、不安になっていた」

「あるとき息子が夫と前向きに会えるよう行動を改めたところ、明るさを取り戻した。その後、息子は夫と私の家を行き来するようになり、私の子育ての負担も減った。子育てを抱え込み疲弊したり困窮したりするシングルマザーも多い。共同養育は子供はもちろん、親にも利点がある」

――日本は離婚した父母いずれか1人が親権を持つ単独親権を採用。両親が何らかの形で互いに子育てに



しばはし・さゆい 1974年生まれ、慶應義塾大学法学部卒。自身の経験元に、離婚後も両親で子育てをする「共同養育」を普及するため、2017年に一般社団法人りむすびを設立。共同養育の相談業務、面会交流支援、講演活動などを手掛ける。

――共同養育は可能か。

「親権がなくても実際の子育てを分担することは可能。大事なのは夫婦の感情と親子関係を切り分けて考えること。子供にとって双方とも親であることは変わらない、という前提に立つべきだ。もちろん共同親権になると「離婚しても親は二人」が前提となるので、共同養育への理解は進むだろう」

――現状は共同養育どころか定期的な面会交流さえ困難がある。なぜなのか。

「一つは、一緒に暮らしていない親が、親権がないことで子供に会うことを見直したり、関心が薄れてしまうたりすることが背景にある」

「もう一つは、一緒に暮らしていない親が、親権がないことで子供に会うことを見直したり、関心が薄れてしまうたりすることが背景にある」

――具体的にどのような支援をしているのか。

「離婚を考えている人の心の葛藤を下げ、関係が悪くなりがちな調停離婚までのだけ避け、共同養育の話が離婚前にできるよう支援する。調停になると弁護士は片方の代理人となるため、両者の仲介者という立場で話を進めることができない。別居・離婚後の子育てについて、同じ状況の人間が意見交換できる会などタブーになりにくく最近、離婚に関する相談は、『共働きの女性から、共同養育を前提に円満離婚したい』といふ相談が増えた。経済的には安定している一方、仕事との両立のため子育ては今までのように夫と分担したい、という考えが背景にある。子供のために離婚は推奨しないが、共同養育は今後さらに注目されていくだろう」